

新たな消費者基本計画の策定に向けて（案）

国民生活審議会
消費者政策部会
平成 21 年 7 月 1 日

消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができる環境を整備するため、平成 16 年 6 月に消費者基本法が制定された。消費者基本法においては、消費者政策の基本理念として、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を消費者政策の基本理念とするとともに、政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定めなければならないとされている。

これを受け、消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針として、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を対象とした消費者基本計画が平成 17 年 4 月に閣議決定された。

これまで、国民生活審議会消費者政策部会において、消費者基本計画の検証・評価・監視を過去 3 回に渡って行ってきたところ、消費者基本計画のあり方について、以下の論点について意見があった。

今後、新たな消費者基本計画の策定に向けて検討が行われる際は、下記の論点に留意して審議されるよう希望する。

1 計画の構成

- ・ 消費者政策の重点項目（附帯決議を含む）を担当する消費者庁をはじめとする関係省庁の役割を明確にする部分と、重点項目の具体的施策を記載する部分の 2 部構成とするべきではないか。

2 目標の設定

- ・ 検証可能な目標を設定するとともに、定性的な目標についても進捗状況を分かりやすい指標で評価すべきではないか。
- ・ 地方公共団体や民間 ADR や法テラスなどの取組についても対象とすべきではないか。

3 計画の期間

- ・ 消費者行政は、実施の目途をつけるまで長期を要する施策は多くないことから、ローリング方式の導入も視野に入れ、3年間とすることが適当ではないか。
- ・ 基本的に中期5年計画とし、毎年、進捗状況を点検して、計画を更新することが適当ではないか。

4 検証・評価・監視のあり方

- ・ 各省庁の取組みを強力に指導する等、司令塔としての役割を果たすため、検証・評価・監視を1年ごとに行う仕組みを見直し、例えば、経常的に施策をチェックするような枠組みを構築するなど、検証・評価・監視の機能を強化するべきではないか。
- ・ 各省庁の施策に対する事業計画に影響を及ぼすため、検証・評価・監視の実施時期を見直すことが必要ではないか。
- ・ 客観的な評価指標が必要ではないか。
- ・ 政策の項目に応じて、自己評価に加え、消費者へのアンケートやヒアリング等の第三者による評価を行い、全体としては、両者を組み合わせた仕組みにすることで、消費者の意見をよりの確に反映するべきではないか。

5 その他、計画作成に当たっての留意点などについて

- ・ 消費者教育を被害の防止のみならず、消費者による社会形成を促す観点からも、消費者自立のための重要な施策と位置付けるとともに、消費者教育推進の新たな枠組みを検討するべきではないか。
- ・ インターネットを利用した取引の増大など、消費者問題の国際化に対応する施策を取り入れるべきではないか。
- ・ 消費者庁設置関連3法案の附則、衆・参の付帯決議に盛り込まれた課題への対応も項目に含める必要があるのではないか。